

環境影響評価（環境アセスメント）に係るお知らせ

平成17年2月16日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第27条の規定に基づき、「（仮称）NIPPPO小島町処理工場」に係る条例環境影響評価書の写しの縦覧を次のとおり行います。

1 指定開発行為者

株式会社NIPPPOコーポレーション
代表取締役社長 仁瓶 義夫
東京都中央区京橋1丁目19番11号

2 指定開発行為の名称及び種類

（1）名称

（仮称）NIPPPO小島町処理工場

（2）種類

工場又は事業所の新設（第3種行為）
廃棄物処理施設の新設（第1種行為）

3 指定開発行為を実施する区域

川崎市川崎区小島町8番地

4 指定開発行為の目的及び内容

（1）目的

産業廃棄物（がれき類）中間処理施設（破碎施設）の新設

（2）内容

ア 敷地面積	15,010㎡
イ 土地利用計画	
（ア）建築物	711㎡
（イ）材料置場	6,121㎡
（ウ）屋外設備	565㎡
（エ）緑化地	4,092㎡
（オ）通路・駐車場等	3,521㎡
ウ 処理・工程	
原料供給、選別工程	
一次破碎工程	
二次破碎工程	
鉄筋、木くず、異物抜き工程	
ふるい分け工程	

5 施行期間

着工予定： 平成17年 7月

完了予定： 平成17年12月

6 条例評価書の写しの縦覧の期間、場所及び時間

(1) 期 間

平成17年2月16日(水)から平成17年3月17日(木)まで
ただし、土曜日、日曜日等閉庁日は除きます。

(2) 場 所

川崎区役所、川崎区役所大師支所及び本庁(環境局環境評価室)

(3) 時 間

午前8時30分から午後5時まで